

平成 22 年 3 月 26 日
介 護 保 険 課

認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居
(ユニット)に関する基準の変更について

認知症対応型共同生活介護事業所が有することができる共同生活住居(以下、ユニットという。)の数は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号)第 93 条により、1 又は 2 までとされている。

今般、「既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型共同生活介護事業所の整備に関する基準の取扱いについて」(平成 21 年 12 月 25 日老高発 1225 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)により、緊急雇用対策の一環として、認知症対応型共同生活介護事業所のユニットの数を 2 から 3 へ拡大し、整備の促進を図ることにより、雇用の創出に努めることとされた。

これに伴い、練馬区においては、「既成市街地等及びこれに準ずる地域」に該当することから、介護保険法 78 条の 4 第 4 項および介護保険法施行規則第 131 条の 12 に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所のユニットの数に関する基準を下記のとおり定めることとし、雇用創出の推進および認知症対応型共同生活介護の整備を図ることとする。

記

1 基準変更の内容

認知症対応型共同生活介護の 1 事業所あたりユニット数の上限を 3 とする(定員の上限は 27 人)

2 基準変更に伴う効果

- (1) 認知症対応型共同生活介護のユニット数の上限を拡大することにより、地域密着型サービスの更なる充実を図ることができる。
- (2) 区内地域密着型サービス事業所における、介護職員等の新たな雇用を創出することができる。

3 根拠法令等

- (1) 介護保険法第 78 条の 4 第 4 項
- (2) 介護保険法施行規則第 131 条の 12

4 厚生労働省通知および通知既成市街地等の範囲

別紙「既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型共同生活介護事業所の整備に関する基準の取扱いについて」参照